

8. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持・管理に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的に自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員・児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上を目指し、援助と相談等を行う民生委員・児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

- ・民生委員・児童委員…定数325人（うち主任児童委員30人）

- ・「例会」：月1回開催（市内15の地区毎）

- ・長浜市民生委員児童委員協議会

 - 「理事会」：月1回開催 「総会」：年1回開催

 - 専門部会等を設置…高齢福祉部会、児童福祉部会、しょうがい福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（社会福祉協議会へ事業委託）

【令和7年度運行実績】

運行台数 42台（大型：17台、中型：13台、小型：11台、リフト付：1台）

利用者数 1,071人

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。※令和7年度で終了し、令和8年度から結婚活動への支援は未来こども若者課で対応。

- ・市内2会場において、相談会を月6回開催 ・長浜市婚活イベントを3月に開催

- ・出会いの機会を創出するイベントを実施される団体等に対する補助事業

【令和7年度実施状況】

結婚支援活動事業補助 1件

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者（新聞販売店、ガス会社、宅配業者等）にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

【令和7年度協定締結状況】

協定締結事業者 36事業者（令和7年度末時点）

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区 分	令和6年度			令和7年度		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
	世帯	人	千円	世帯	人	千円
生 活 扶 助	7,497	9,587	384,368	7,402	9,545	381,272
住 宅 扶 助	6,302	8,116	198,432	6,372	8,366	200,340
教 育 扶 助	326	402	3,373	431	586	6,026
介 護 扶 助	2,498	2,593	42,347	2,561	2,633	43,257
医 療 扶 助	8,274	10,011	837,633	8,424	10,165	928,512
出産・生業・葬祭扶助	217	226	8,721	139	141	9,086
施 設 事 務 費			73,437			87,049
合 計	—	—	1,548,311	—	—	1,655,542

(注) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率・世帯数・人員の推移

区 分	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人員	人	1,108	1,056	1,013	997	982	944	940	927	913	933
世帯数	世帯	788	774	749	745	749	741	747	738	717	728
保護率	‰	9.19	8.82	8.53	8.44	8.36	8.18	8.19	8.15	8.14	8.43
申請件数	件	80	80	83	87	81	71	73	79	87	104
開始件数	件	64	70	81	77	83	69	66	75	83	103
廃止件数	件	76	102	82	77	79	73	59	87	104	98

(注) 人員・世帯数・保護率は、毎年4月1日現在 申請・開始・廃止件数は、当該年度総数

3. 行旅病人（死亡人）等の救護

救護者がいない行旅病人及び死亡人の取扱並びに行旅困窮者の救護を行います。

【令和7年度実施状況】

行旅病人・死亡人取扱件数 0件

行旅困窮者救護（鉄道旅費給付）件数 9件

4. 住居確保給付金支給事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

【令和7年度実施状況】

支給人数 5人

支給総月数 11か月

支給総額 375,600円

○しょうがい福祉

1. 長浜市しょうがい福祉プラン

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取組を進めています。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

「身体障害者手帳」所持者の状況

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2 級	179 人	83 人	6 人	716 人	790 人	1,774 人
3・4 級	37 人	74 人	35 人	970 人	599 人	1,715 人
5・6 級	42 人	105 人	－ 人	588 人	－ 人	735 人
計	258 人	262 人	41 人	2,274 人	1,389 人	4,224 人

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

「療育手帳」所持者の状況

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18 歳未満	38 人	68 人	76 人	148 人	330 人
18 歳以上	181 人	201 人	325 人	491 人	1,198 人
計	219 人	269 人	401 人	639 人	1,528 人

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況

しょうがいの程度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	90 人	770 人	413 人	1,273 人

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

3. 長浜市しょうがい者自立支援審査会

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分 1 から 6 までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書の資料を基に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する 16 人の委員により、合議体を 3 組編成し、多面的な視点による審査判定を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受け、米原市分と合わせた審査判定を実施しています。

審査判定の状況（のべ人数）

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
R5 年度	長浜市	0 人 0%	0 人 0%	53 人 16.8%	89 人 28.2%	67 人 21.3%	34 人 10.8%	72 人 22.9%	315 人 100.0%
	圏域 全体	0 人 0%	2 人 0.5%	68 人 16.8%	104 人 25.7%	77 人 19.1%	45 人 11.1%	108 人 26.8%	404 人 100.0%
R6 年度	長浜市	0 人 0%	0 人 0%	45 人 13.2%	104 人 30.6%	66 人 19.4%	48 人 14.1%	77 人 22.7%	340 人 100.0%
	圏域 全体	0 人 0%	5 人 1.1%	72 人 15.5%	127 人 27.4%	93 人 20.1%	66 人 14.3%	100 人 21.6%	463 人 100.0%
R7 年度	長浜市	0 人 0%	0 人 0%	43 人 16.5%	70 人 26.8%	53 人 20.3%	45 人 17.2%	50 人 19.2%	261 人 100.0%
	圏域 全体	0 人 0%	2 人 0.6%	71 人 19.9%	88 人 24.7%	71 人 19.9%	61 人 17.1%	63 人 17.7%	356 人 100.0%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人や児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約してホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。

なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

支給決定者数 ※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的	身体	精神	児童	難病	計
居宅介護	165	112	121	11	5	414
重度訪問介護	9	17				26
行動援護	36	3		14		53
同行援護	3	44	1			48
療養介護	10	19				29
短期入所	141	29	19	28		217
生活介護	295	69	20		1	385
施設入所支援	90	29	1			120
共同生活援助	107	11	37		1	156
自立訓練〔機能訓練〕		2	1			3
自立訓練〔生活訓練〕	5		8		1	14
宿泊型自立訓練			3			3
就労移行	11	1	15		1	28
就労継続支援〔A型〕	78	27	58			163
就労継続支援〔B型〕	208	40	113		1	362
就労定着支援	9		14		1	24
地域移行・定着支援						
児童発達支援				211		211
放課後等デイサービス				303		303
保育所等訪問支援				15		15
計	1,167	403	411	582	11	2,574

（令和8年4月1日現在）

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体の機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕（交付） 身体しょうがい者 110 件
（修理） 身体しょうがい者 114 件 （令和7年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 616 件 （令和7年度）

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 6 件 （令和7年度）

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕 2,141 人 （令和8年4月1日現在）

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人の福祉に関する様々な問題について、しょうがいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や早期発見及び権利擁護や成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

また、発達障害を含む発達に支援を要する人の支援について、ながはまウェルセンター内に「発達支援室」を設置し、心理判定員等専門職による検査や心理面談等を通じて、様々なサービスや社会資源へ適切につなぐための体制を充実させています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関の連携強化を図っています。また、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施しているほか、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

- 基幹相談支援センター機能強化事業
- 働き暮らし応援センター事業
- 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業
- 医療的ケア児等コーディネーター配置事業

10. 意思疎通の支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

1 1. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の自立生活を支援するための日常生活用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕 4,137 件 （令和7年度）

1 2. 日常生活用具の特例給付事業

日常生活用具給付事業でストマ装具又はおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 837 件

〔給付件数・おむつ〕 147 件 （令和7年度）

1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外での移動が困難な心身にしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 231 人、11,771 時間、27 事業所 （令和7年度）

1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

○地域活動支援センターⅠ型基礎的事業

○地域活動支援センターⅠ型機能強化事業

1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 実利用者数 19 人、1,325 回、4 事業所 （令和7年度）

1 6. 精神しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2 団体、登録相談員数 6 人 （令和7年度）

1 7. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 154 人、34 事業所 （令和7年度）

1 8. 音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「市議会だより」の音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

19. 手話奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚にしょうがいのある人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進することを目的として「手話奉仕員養成講座」を開催し、将来的な手話通訳者や手話ボランティアとして地域で活躍する人材を育成します。

20. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について10万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（令和7年度）

「改造費助成」 9件（本人用 7件、介護者用 2件）

「操作訓練費助成」 0件

21. 住宅改造費の助成

視覚又は肢体に重度のしょうがいのある人若しくは重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 5件 （令和7年度）

22. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕 「特別障害者手当」 161件
「障害児福祉手当」 128件
「福祉手当（経過措置）」 2件
「特別児童扶養手当」 218件 （令和7年度）

23. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級を所持している人に、医療費の自己負担額を助成します。助成を受けるには所得制限があります。

（令和8年4月1日現在）

区分	受給要件	助成内容	受給者数
【70】精神しょうがい者／児	「精神障害者保健福祉手帳」2級以上の人で、自立支援医療（精神通院）支給認定者	精神疾患治療の通院医療費	574人
【75】精神しょうがい老人	後期高齢者医療制度加入者で【70】精神しょうがい者の要件に該当する人	精神疾患治療の通院医療費	68人
【41】重度精神しょうがい者／児	次の①②③いずれかに該当する人 ① 精神障害者保健福祉手帳1級の人 ② 精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳B1の人 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級の人	保険適用総医療費の一部負担金	73人
【82】重度精神しょうがい老人	後期高齢者医療制度加入者で【41】重度精神しょうがい者の要件に該当する人	保険適用総医療費の一部負担金	25人

24. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円、2,000円又は3,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 99件 (令和7年度)

25. 社会参加援助券の交付

在宅で生活するしょうがいのある人（市民税非課税世帯に属する75歳未満の「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級又は「療育手帳」をお持ちの人）の社会参加を支援するため、年額12,000円分の援助券を交付します。

（参考）社会参加援助金支給人数 865人 (令和7年度)

26. 「食」の自立支援事業（配食サービス）

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 12件 (令和7年度)

27. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯又は同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保清のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 18人、27件 (令和7年度)

28. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間14,000円を限度に助成します。

29. 児童発達支援事業（児童福祉法：児童発達支援 等）

心身の発達に課題や心配のある就学前の児童に対し、個々の特性や状態に応じた支援を提供するとともに、その家族や支援者に対して専門的知識・技術に基づいた支援を行います。

長浜市児童発達支援センター（小堀町32番地3）

長浜市こども療育センターいちご園（高月町渡岸寺160番地）

児童発達支援事業利用児数 164人

保育所等訪問支援事業利用児数 23人 (令和7年度)

30. 障害児相談支援事業（児童福祉法：障害児相談支援 等）

しょうがい児の自立した生活や課題解決に向けて、福祉サービス利用のための計画作成や申請手続き・モニタリング等の支援を行います。

長浜市相談支援事業所（小堀町32番地3）

障害児相談支援利用児数 157人 (令和7年度)

31. 発達相談事業（全年齢）

発達に支援を要する本人その家族からの相談に応じ、心理職による専門的なアセスメントを実施したうえで、適切な指導・助言を行い、就園、就学、就労等の社会適応を支援します。必要に

応じて、関係機関や支援機関へつなぎます。
発達相談件数 述べ 3,093 件

3 2. 地域巡回相談支援事業

発達に支援を要する児・者の早期発見・早期対応のため、専門員が各関係機関を訪問し、現場の支援者に対して助言や研修等を行います。

巡回相談件数 32 件、 研修 18 件 (令和 7 年度)

3 3. 相談支援ファイル事業

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となる「相談支援ファイル・つなぎ」を作成し、活用と普及を行います。

新規配布数 231 冊 (令和 7 年度)、 配布総数 1,343 冊

3 4. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人又は扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられる場合があります(手帳の等級によります)。

3 5. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業を進めています。

「基幹相談支援センター」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室等の事業について、運営や調整を行っています。

3 6. しょうがい福祉施設への受注拡大

障害者就労施設等で働くしょうがい者等の所得の向上と社会参加促進を目的として、市の物品購入や業務委託について「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注の拡大に向けて取組を進めています。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 14 人 (令和 7 年度)

内容	児童相談						女性相談	
	虐待				虐待以外		DV 法関係	困難女性 支援法関係
	身体的	心理的	ネグレクト	性的	養護	養護以外		
件数	344 件	396 件	181 件	8 件	812 件	150 件	72 件	45 件

2. 児童遊園

【設置数】 4 か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】 0 歳から高校生年代まで (18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで) の児童を養育している方に支給

【支給額】 0 歳から 3 歳未満 (第 1、2 子) 15,000 円
 3 歳以上高校生年代まで (第 1、2 子) 10,000 円
 0 歳から高校生年代まで (第 3 子以降) 30,000 円
 (令和 6 年 10 月支給分より)

【支給状況】 児童の数 14,931 人
 受給者数 8,616 人 (令和 8 年 2 月末時点)

4. 地域子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
 ②子育て等に関する相談及び援助の実施
 ③地域の子育て関連情報の提供
 ④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】

- (公設 4 か所)
- ・サンサンランド子育て支援センター (長浜市児童文化センター内)
 - ・こどもらんど子育て支援センター (浅井農村環境改善センター内)
 - ・のびのびらんど子育て支援センター (びわ認定こども園内)
 - ・あいあいらんど子育て支援センター (高月分庁舎内)
- (民間 (委託) 5 か所)
- ・チャイルドハウス子育て支援センター (チャイルドハウス児童センター内)
(事業委託 社会福祉法人 石龍会)
 - ・ニコニコひろば (小谷児童館内)
(事業委託 社会福祉法人 光寿会)
 - ・子育て広場 スキップ (六荘まちづくりセンター内)
(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)
 - ・まちなのほけんしつ きずな
(事業委託 医療法人 まちなのほけんしつ)
 - ・のんびりびよっこ
(事業委託 社会福祉法人 ははのくに)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かれる人（まかせて会員）が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で、子どもの託児や送迎が可能な、20歳以上の人
おねがい会員・・・市内在住もしくは、市内に通勤通学している人で、生後3か月～12歳（小学生）までの子どもがいる保護者
どっちも会員・・・市内在住の、どちらにも登録できる人

【活動状況等】おねがい会員：226人、まかせて会員：159人、どっちも会員：30人

活動件数：400件（会員数：令和8年3月末現在・活動件数：令和7年度）

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

（1）公設児童クラブ

①実施時間 授業日 放課後～18：00

長期休業中、授業日の振替休日 7：30～18：00

②児童クラブの開設状況

令和8年5月1日

No.	クラブ名	開設場所	登録児童数	住 所
1	ひばりクラブ	長浜小学校内	142	高田町9番9号
2	山ぼとクラブ	長浜北小学校内	159	八幡中山町1310番地
3	たんぽぽクラブ	神照小学校内	115	神照町311番地
4	あじさいクラブ	南郷里小学校内	149	南田附町352番地
5	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	56	春近町353番地
6	すみれクラブ	長浜南小学校内	132	加田町1460番地
7	つくしクラブ	湯田小学校内	159	内保町1051番地
8	コスモスクラブ	浅井小学校内	51	当目町54番地
9	わくわくクラブ	びわ南小学校内	68	川道町3456番地
10	たけのこクラブ	びわ北小学校内	79	益田町56番地
11	サザンクラブ	虎姫学園内	96	五村 88 番地
12	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	38	湖北町山本1125番地
13	サルビアクラブ	速水小学校内	100	湖北町速水2561番地1
14	つきっこクラブ	高月小学校内	160	高月町高月738番地
15	ななっこクラブ	七郷小学校内	43	高月町唐川248番地
16	コブシクラブ	木之本小学校内	83	木之本町木之本685番地1
合 計			1,630	

※ 登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(2) 民間児童クラブ（児童福祉法に基づく市委託事業）

児童クラブの開設状況

令和8年5月1日

No.	児童クラブ名	登録 児童数	住 所	実施時間	
				授業日 (放課後～)	長期休業中、授 業日の振替休日
1	チャイルドハウス 放課後児童クラブ	75	田村町1606番地3 チャイルドハウス児童センター	～19：00	7：30～19：00
2	ニコニコクラブ	53	小谷丁野町723番地1 小谷児童館内	～19：00	7：30～19：00 (振替休日は 8：00～19：00)
3	放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	47	勝町470番地 進学塾集い内	～18：30	7：30～18：30
4	放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	44	平方町238番地 ワイエフビル内	～18：30	7：30～18：30
5	放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	30	大宮町9番9号	～18：30	7：30～18：30
6	放課後児童クラブ みらいキッズ八幡中山教室	36	八幡中山町796番地1	～18：30	7：30～18：30
7	キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	31	八幡中山町477番地 風の街ビル2階	～18：30	7：30～18：30
8	キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	28	内保町258番地1 生活館365内	～18：30	7：30～18：30
9	キッズパーク放課後児童クラブ 高月学舎	28	高月町東物部36番地1 北のキャンパス内	～18：30	7：30～18：30
10	放課後児童クラブWids西友長 浜楽市校	140	八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階	～19：00	7：30～19：00
11	放課後児童クラブWids十里校	43	十里町103番地9	～19：00	7：30～19：00
12	放課後児童クラブかゆうの家	56	八幡東町561番地	～19：00	7：30～19：00
13	きっずライフ高田	55	高田町9-15 長浜セントラルビル3階	～19：00	7：30～19：00
14	きっずライフ八幡中山	51	八幡中山町1154番地1 NKビル2階	～19：00	7：30～19：00
15	アリーナキッズ	45	八幡東町612番地	～19：00	7：30～18：30 (振替休日は 7：20～18：30)
16	Kids Lab. 長浜神照校	13	神照町319-2 ワイエフビル302階	～19：00	8：30～18：00
17	西浅井フレンズ	25	西浅井町塩津中2074番地	～18：30	8：00～18：30
18	m o c o m o c o	22	三ツ矢元町19番34号	～18：30	8：00～18：00 (振替休日は 8：00～18：30)
19	はばたき	12	三田町884番地3	～19：30	7：30～18：30
合 計		834			

※ 登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(3) 小規模児童クラブ（市補助事業）

児童クラブの開設状況

令和8年5月1日

No.	児童クラブ名	登録 児童数	住 所	実施時間	
				授業日 (放課後～)	長期休業中、授 業日の振替休日
1	放課後児童クラブ こうのとり 【長期休業中のみ開所】	18	野田町6番地 田根小学校東隣	開設無	7:30～18:00
2	ほたるっこクラブ	41	北ノ郷町105番地 下草野まちづくりセン	～18:00	7:30～18:00
3	放課後児童クラブ まなびや	11	西上坂町524番地	～18:00	7:30～19:00
合 計		70			

※ 登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

○母子・父子福祉関係

1. 母子・父子福祉相談事業

(令和7年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	143	235	158	286	13	168	194	463	99	7	35	316	79	211	2,407

2. 児童扶養手当支給状況

(令和7年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	4,748	221,314,430
一部支給	3,394	107,078,580
加算額	3,984	40,996,870
計	12,126	369,389,880

3. 母子福祉資金の貸し付け

(令和7年度)

種別				貸付	
				件数(件)	金額(円)
事業開始	職業継	支	始度続宅	2 3	788,000 7,450,800
就事住就修修療通技結生転児	学	支	度学業養学得婚活資金		
	能	習			
計	宅扶養資	資		5	8,238,800

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の60%（下限12千円、上限40万円）

【支給状況】 1件（令和7年度）

5. ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間のうち4年

非課税世帯 月額100,000円

課税世帯 月額 70,500円

※修学の最終年限1年間に限り、支給額を40,000円加算

【支給状況】 1件（令和7年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯 （令和7年度）

7. 養育費に関する公正証書等作成費用補助金支給事業

【事業内容】自立の支援や生活の安定をはかるため、養育費の取決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調定申立て等に係る費用を補助します。

【支給額等】 対象経費の全額（上限3万円）

【派遣状況】 13件 （令和7年度）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町32番地3（ウェルセンター内）
長浜市保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺160番地

○保健・衛生

1. 健康ながはま21推進事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進協議会開催	長浜市健康増進計画「健康ながはま21」の進捗管理	年1回
健康ながはま21 庁内ワーキング	長浜市健康増進計画「健康ながはま21」の身体活動・運動分野、食育分野の効果的な推進ため、関係課で課題解決や連携についての協議を実施	年2回

2. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 236人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
健康推進員育成事業	健康推進員養成講座(新規育成) 健康教室(医師会委託)、ステップアップ研修等 自主研修 随時	随時

3. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
たばこから健康を守る 環境づくり事業	母子手帳交付時、乳幼児健診の場で妊婦や乳幼児の保護者に対する禁煙・受動喫煙防止啓発、加熱式たばこの健康リスク啓発、禁煙支援 市内各学校等への喫煙防止教材の貸し出し 地域団体(自治会、事業所等)への禁煙・受動喫煙防止に関する啓発、相談対応 禁煙外来・禁煙出前講座の紹介	通年

献血事業	献血への協力を呼びかけるとともに、献血機会を提供（市役所献血、市民献血等）	毎月2～3回
健康出前講座	自治会・老人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

4. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
長浜市すこやか出産支援事業	不妊症治療・不育症治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時
母子健康手帳の発行 父子手帳の発行 すこやか手帳の発行	妊娠期の健康管理指導および妊婦健康診査受診券の発行、父親の育児参加への啓発 乳幼児健診質問票および各時期の育児のポイント、予防接種一覧の周知を行う	妊娠届出時 出生届出時
初回産科受診料支援事業	市民税非課税世帯に属する方、生活保護を受給している方が妊娠判定を受けるための産科受診に要する費用の一部を助成	随時
妊産婦健康診査	妊娠中と産後に必要とされる標準的な健診の受診に要する費用の一部を助成	随時
1か月児健康診査	医療機関で受診する1か月児健康診査に要する費用の一部を助成	随時
ハッピー子育て事業	母子手帳交付時にハッピー子育てチケットを発行し、市が指定する事業者（サロン等）で保護者交流や保健師・助産師等医療専門職による相談支援を実施	随時
妊婦のための支援給付 （出産子育て応援ギフト）	妊娠届出時の面談後に妊婦1人当たり5万円、出産後の面談実施後に新生児1人当たり5万円を給付。あわせて、面談等により妊婦・産婦に寄り添った支援を行う	随時
産後ケア事業	産後12か月未満の女性に、医療機関等で日帰り、宿泊、訪問型にて心身のケアや育児サポート等の支援を行う	随時
多胎児家庭サポート事業	多胎児を持つ家庭へ多胎児育児の経験を持つピアサポーターの方が相談できる場を設定し、健診のつきそいサポートを行う	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な方への保健指導・育児指導	随時
新生児訪問	全ての新生児への保健・育児指導	随時

訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行なう	随時
4か月児健診	問診、計測、内科診察、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科診察、歯科保健指導、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科診察・歯科健診、歯科保健指導、栄養指導、フッ化物塗布、育児相談	年24回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年24回
3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、屈折検査、計測、内科診察・歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年26回
そだちっこ広場 乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、妊娠中の相談	毎月3回
ハッピーマタニティライフ 講座	妊娠中の栄養や歯の話、「思いやりシート」のワーク、先輩ママとの交流等	年3回
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	長浜：年12回 高月：随時
発達相談	心理判定員による発達相談	毎月22回
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果から、教室の利用が必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い、子育てを支援する教室	毎月2～4回

②成人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・19～39 歳 ・今年度 40 歳以上の生活保護受給者など	※1,000 円	【集団健診】 6 月～12 月 49 回 【医療機関健診】 6 月～翌 2 月
長浜市国民健康保険特定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健康保険に加入している今年度 40～74 歳	無料	【集団健診】 6 月～12 月 49 回 【医療機関健診】 6 月～翌 2 月
肝炎ウイルス検診	・B型肝炎ウイルス検査 ・C型肝炎ウイルス検査 （上記肝炎検査をセットで実施）	・40 歳 ・41 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診未受診者	【集団健診】 ※1,000 円 【医療機関】 ※1,600 円	【集団健診】 6 月～12 月 49 回 【医療機関健診】 通年
肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	41 歳（令和 8 年度末現在の年齢）	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおり
歯周病検診	・歯科医師による歯周病検診 ・歯科衛生士による歯科保健指導	19 歳以上	無料	【集団健診】 6 月～12 月 18 回
胃がん検診	・問診 ・胃部 X 線撮影	40 歳以上	【集団健診】 ※1,000 円 【医療機関】 ※2,700 円	【集団健診】 6 月～12 月 46 回 【医療機関】 通年
	・問診 ・胃内視鏡検査	50 歳以上	【医療機関】 ※3,400 円	【医療機関】 通年
大腸がん検診	・問診 ・便潜血反応検査	40 歳以上	【集団健診】 ※500 円 【医療機関】 ※800 円	【集団健診】 6 月～12 月 48 回 【医療機関】 通年

子宮頸がん検診	・問診 ・視診 ・内診 ・細胞採取	20 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 【医療機関】 ともに ※1,500 円	【集団健診】 6 月～12 月 43 回 【医療機関】 通年
乳がん検診	・問診 ・マンモグラフィ 49 歳以下：2 方向 50 歳以上：1 方向	40 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 【医療機関】 ともに 49 歳以下： ※1,800 円 50 歳以上： ※1,500 円	【集団健診】 6 月～12 月 43 回 【医療機関】 通年
肺がん検診	・問診 ・胸部レントゲン検診	40 歳以上	【集団健診】 ※500 円 【医療機関】 ※1,100 円	【集団健診】 6 月～12 月 46 回 【医療機関】 通年
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：21 歳、乳がん検診：41 歳(令和 8 年度末現在年齢)	無料	【集団検診】 子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり 【医療機関】 通年
がん患者ウィッグ購入費補助事業	抗がん剤等によるがんの治療に伴う外見の変化を補うためにウィッグを購入した者に対し、その購入費用の一部又は全部を補助することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る	現にがん治療を受けている者等で、抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した者	—	通年

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導	長浜市国民健康保険特定健診(人間ドック・0 次健診含む)および生活習	健診結果、質問項目から国の基準に則り、メタボリックシ

	慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、電話等により、生活習慣病の予防について保健師および管理栄養士が個別に相談・支援をする。	ドローーム予備軍及び該当者の方に個別に案内をする。
糖尿病性腎症 重症化予防事業	長浜市国民健康保険特定健診(人間ドック・0次健診含む)および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、医療連携等により、糖尿病の重症化予防を保健師が個別に相談・支援をする。	県の基準に則った長浜市糖尿病性腎症予防のハイリスク者抽出により該当した方に個別に案内をする。
腎疾患予防事業	長浜市国民健康保険特定健診(人間ドック・0次健診含む)および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に対し、重症化予防のため保健師または管理栄養士が個別に相談・支援する。	長浜市腎疾患予防のハイリスク者抽出により該当した方に個別に案内をする。

エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
0次予防健康づくり推進事業	京都大学大学院医学研究科、NP O法人健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開。	全市民	
結果説明会	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診(人間ドック・0次健診含む)を受診した人を対象に、健診結果説明や生活習慣の改善を支援する相談会を実施する。	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診(人間ドック・0次健診含む)受診者	年 10 回
BIWA-TEKU 事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を中心とした事業を展開する。スマホにインストールしたアプリに、特定健診を受ける、バーチャルラリー、スタンプラリー、各種イベントに参加等することで健康ポイントをため、たまったポイントによって抽選により賞品を獲得する。	19 歳以上の市民 ※40 歳以上 74 歳までの方はその年の特定健診受診者 ※人間ドックを受けた方、医療機関で特定健診を受けた方	通年
長浜市単独 BIWA-TEKU インセンティブ事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」において市独自のインセンティブとして期間限定のウォーキングコースを公開し、コースを達成することで市独自の賞品を抽選で獲得できる取り組みを行うことで、アプリの新規参加者を促し、運動しやすい環境を整える。	19 歳以上の市民 ※40 歳以上 74 歳までの方はその年の特定健診受診者 ※人間ドックを受けた方、医療機関で特定健診を受けた方	11 月頃

健活チャレンジ事業	体組成計、活動量計、血圧計、塩分濃度計を貸出し、市民自らが自分の身体の状態を把握し、生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。	18 歳以上の市民	通年
ながはま健康ステーション事業	あらゆる世代の人が日常的に多く訪れる「買い物の場」を活用し、市内事業所等と協働で、気軽に立ち寄って健康づくりを行えるきっかけを提供する。	市内量販店利用者	【店舗型】 毎月 1 回 実施
スポーツ・健康まちづくり事業	主に若い世代に対して、健康づくりについての理解・意識を高めることを目的に「遊び」「体験」の要素を取り入れ、民力を活用した大型健康づくりイベント、親子向け体験教室を実施する	全市民	【大型イベント】 11 月 【体験教室】 随時

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回および市内20医療機関健診で胸部エックス線撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月 【医療機関健診】 通年
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	・生後2か月から90か月になる1日前までの者	医療機関で通年
	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）、ヒブ	【第1期（五種混合）】 ・生後2か月から90か月になる1日前までの者 初回：20日以上、標準的には56日までの間隔で3回接種 追加：初回接種終了後6か月以上、標準的には約1年経過して1回接種 【第2期（二種混合）】 ・11歳から13歳になる1日前までの者	医療機関で通年
	日本脳炎	【第1期初回】 ・満3歳から7歳6か月になる1日前までの者（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1期初回を6日以上、標準的には28日までの間隔で2回接種 【第1期追加】 ・生後6か月から7歳6か月になる1日前までの者 初回接種終了後6か月以上、標準的には約1年後に1回接種 【第2期】 ・9歳から13歳になる1日前までの者 平成19年4月1日までに生まれた者は20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で通年
	ロタウイルス	【経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン】 ・生後6週から生後24週まで、27日以上の間隔をおいて2回接種 【5価経口弱毒性ロタウイルスワクチン】 ・生後6週から生後32週まで、27日以上の間隔をおいて3回接種	医療機関で通年
	B C G（結核）	・1歳になる1日前までの者、1回接種	医療機関で通年
	B型肝炎ワクチン	・1歳になる1日前までの者、3回接種 初回：2回（1回目接種から27日以上の間隔） 追加：1回（1回目接種から139日以上の間隔）	医療機関で通年
	麻しん・風しん	【第1期】 ・満1歳から2歳になる1日前までの者、1回接種 【第2期】 ・幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種 【第5期】 ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、十分な量の風しんの抗体が無いと判定された者、1回接種	医療機関で通年

事業名		内容等	実施予定時期
	ヒブワクチン	・初回接種開始時に生後２か月～生後７か月に至るまでの間にある者 【初回接種】 ２７日以上、標準的には２７日から５６日までの間隔において３回接種 【追加接種】 初回接種終了後７か月以上、標準的には７か月から１３か月までの間隔において１回接種	医療機関で通年
	小児用肺炎球菌ワクチン	接種方法 ・生後２か月以上５歳になる１日前までの者 ①生後２か月から７か月になる１日前までに接種開始 【初回接種】 ２７日以上の間隔で３回接種（２回目及び３回目の接種は２歳になる１日前までに行う） 【追加接種】 ３回目終了後、６０日以上の間隔をあけて１歳に至った日以降に１回接種 ②生後７か月以上１歳になる１日前までに接種開始 【初回接種】 満２歳、標準的には満１歳になるまでに、２７日以上の間隔で２回接種 【追加接種】 満１歳に至った日以降で、２回目終了後、６０日以上の間隔をあけて１回接種 ③１歳以上２歳になる１日前までに接種開始 ６０日以上の間隔をあけて２回接種 ④２歳以上５歳になる１日前までに接種開始 １回接種	医療機関で通年
	水痘ワクチン	・生後１２か月から３６か月になる１日前までの者、２回接種 １回目：標準的には生後１２か月から生後１５か月に達するまでの間に接種 ２回目：１回目接種から３か月以上、標準的には６か月から１年までの間隔をあけて接種	医療機関で通年
	高齢者インフルエンザ	１．標準量インフルエンザワクチン ・６５歳以上の者 ・６０歳以上６５歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳１級程度） １回接種 自己負担接種費用２，３００円	医療機関で １０月から１２月まで
		２．高用量インフルエンザワクチン ７５歳以上で選択可能 費用未定	

事業名		内容等		実施予定時期
	高齢者肺炎球菌ワクチン	接 種 方 法	・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳1級程度） 1回接種 費用3,600円	医療機関で通年
	高齢者帯状疱疹ワクチン		・ 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者 ・ 接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳1級程度） ビケン 1回接種 接種費用 2,600円 シングリックス 2回接種 接種費用 1回あたり 6,600円	医療機関で通年
	高齢者新型コロナウイルスワクチン		・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳1級程度） 1回接種 費用4,600円	医療機関で 10月から12月まで
	子宮頸がん予防ワクチン ※令和3年11月積極的勧奨の差し控え廃止		・ 小学6年生から高校1年生相当の女子 ①初回の接種が15歳未満の場合（2回接種で完了） 2回目：1回目から6か月後 ②初回の接種が15歳以上の場合（3回接種で完了） 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後	医療機関で通年
	造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成		造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植）その他の医療行為により、移植前に接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の定期予防接種を受ける20歳未満の者の接種費用を助成する。（上限額あり）	通年
	長浜市風しん予防接種費用助成	概要	妊娠の初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する者や、抗体の低い妊婦のパートナーなどの同居者が風しん抗体検査の結果、抗体価が低かった場合に接種する風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種費用7割を助成する。（上限7,000円）	通年

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。 ①職場でメンタルヘルス研修 ②みんなでゲートキーパー研修
精神保健相談事業	精神しょうがい者及び精神保健に関する課題を抱える人、その家族、地域の人々からの相談に応じ、精神しょうがい者及び精神保健に課題を抱える人やが地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のため休日急患診療所を運営する。比較的軽症な患者（一次救急患者）の外来診療を行う。 所 在 地：長浜市宮司町1181-2 診 療 日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～ 5:30 診療科目：内科・小児科 【令和7年度受診者数】 1,624人（内訳：小児科787人、内科837人）

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	①指定管理者との定期的な協議及びモニタリングを実施 浅井診療所及び浅井東診療所の指定管理者「医療法人 北海道家庭医療学センター」、西浅井地区診療所（にしあざい診療所・塩津出張診療所、菅浦出張診療所）の指定管理者「公益社団法人 地域医療振興協会」と定期的な協議及びモニタリングを実施し、適正な施設管理、経営状況・課題等の把握に努める。 【令和7年度実績】 各診療所指定管理者と定期的な協議及びモニタリング実施
	②地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化につなげていく。 【令和7年度実績】 休日急患診療所の利用啓発 ・新生児訪問や母子手帳発行時のチラシ配布 ・外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語）のチラシ配布 ・転入者へのチラシ配布

○各種保健事業の実施状況（令和7年度）

1	①健康づくり推進協議会	1回開催
2 地区組織活動支援事業	①健康づくり推進事業	健康推進員協議会委託結果 会員数263人 出動回数3,745回 啓発人数27,395人
	②健康推進員育成事業	健康推進員養成講座 8人受講 7人修了 ステップアップ研修、健康教室等研修・学習会 延12回 参加者数 307人

3 啓 発 普 及 活 動	①たばこから健康を守る環境づくり事業	健康推進員養成講座・・・7人受講 特定保健指導での指導：75人 がんを知らう展での啓発：約400人 母子手帳交付時の禁煙指導：8人 乳幼児健診での禁煙指導：90人
	②献血事業推進	受付3, 919人、採血3, 583人
	③健康出前講座	健康出前講座 29回 受講者569人（延人数）
4 生 涯 を 通 じ た 健 康 づ く り 事 業	母子保健事業	
	①母子健康手帳交付	659件（内 多胎児妊婦15人）
	②不妊症治療・不育症治療助成	延べ52件
	③妊婦健診	7, 237件
	④産婦健診	延べ1, 246件
	⑤1か月児健診	563件
	⑥新生児訪問	642件
	⑦産後ケア事業	訪問型：延156件 日帰り型：延437件 宿泊型：延132件
	⑧ハッピー子育て事業	延べ335件
	⑨多胎児家庭サポート事業	多胎児ピアサポート：延べ19人 健診つきそいサポート：延べ3人
	⑩離乳食教室	延べ38組
	⑪子育て個別相談会 乳幼児相談	延べ597人
	⑫発達相談	延べ255人
	⑬親子教室	延べ225組
	⑭4か月児健診	647人（99.1%）
	⑮10か月児健診	643人（99.1%）
	⑯1歳8か月児健診	630人（95.5%）
	⑰2歳8か月児健診	748人（98.6%）
	⑱3歳8か月児健診	702人（90.9%）
	⑲訪問指導	延べ629件
	⑳妊婦のための支援給付（出産子育て応援ギフト）	妊婦支援給付金（1回目） 653件 妊婦支援給付金（2回目）・子育て応援ギフト 694件
	㉑ハッピーマタニティライフ講座	5人（3組）
	成人保健事業	
	①生活習慣病健診	328人
	②長浜市国民健康保険特定健診	5, 852人（42.6%） ※令和8年4月現在
	③肝炎ウイルス検診	289人
	④骨粗しょう症検診	347人
	⑤歯周病検診	412人
	⑥胃がん検診（X線）	1, 708人（5.4%）
	胃がん検診（内視鏡）	188人（0.6%）
	⑦大腸がん検診	3, 865人（12.3%）

4 生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2, 363人 (25.2%)
	⑨子宮頸がん検診	2, 192人 (21.1%)
	⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮頸がん検診 受診者数 42人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 125人 (再掲)
	⑪大腸がん検診無料クーポン事業	大腸がん検診 受診者数 127人 (再掲)
	⑫肺がん検診	1, 773人 (5.6%)
	⑬がん患者ウィッグ購入費補助	47件
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 58人 動機づけ支援相当(初回) 0人 動機づけ支援 (初回) 195人 ※令和8年3月末現在
	②糖尿病性腎症重症化予防事業	保健指導 (初回) 55人 ※令和8年3月末現在
	健康相談	
	①健康・栄養相談	実人数362人 延人数421人
	②生活習慣病歯科相談	10回 82人
	健康増進事業	
	①0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 2回
		事業審査会 2回
		ルール検討委員会 0回
		第4期0次健診 令和7年度 受診者1, 250人
		NPO法人健康づくり0次クラブ支援
	②「健康ながはま21」計画進捗管理	健康づくり推進協議会 1回 健康ながはま21庁内ワーキング 運動分野3回、食育分野3回
	③BIWA - TEKU事業	新規加入者 579人
	④長浜市単独BIWA-TEKUインセンティブ事業	達成者 330人 (うち長浜市民 266人)
	⑤ながはま健康ステーション事業	(株) 平和堂と共同実施の野菜摂取量測定会 全15回 1,387名参加 アル・プラザ長浜でのウォーキングスタンプラリー 1,647名参加
	⑥健活チャレンジ事業	参加者11人 (延べ利用者12人)
	⑦健康フェスティバル	令和7年11月2日 (日) 会場: 長浜バイオ大学 約8,000人参加
	⑧親子向け健康づくり体験教室事業	親子や働き盛りの世代の市民に健康づくりを体験する教室を実施 ・親子向け体験教室 (運動) 2回 24組参加 ・親子向け体験教室 (食育) 2回 27組参加 ・働き世代 (運動) 2回 22名参加
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	特定健診3人、結核健診8人、がん検診3人
	感染症予防事業	
	①胸部X線間接撮影	受診者数 7, 434人 (うち医療機関801人)
	②BCG予防接種	638件
	③五種混合予防接種	2, 550件
	④四種混合予防接種	260件

4 生涯を通じた健康づくり事業	⑤三種混合予防接種	6件
	⑥二種混合予防接種	897件
	⑦不活化ポリオ予防接種	4件
	⑧日本脳炎予防接種	3,050件
	⑨麻しん風しん混合予防接種	1,372件
	⑩風しん予防接種	0件
	⑪麻しん予防接種	0件
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	1,295件
	⑬ヒブワクチン	36件
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	2,565件
	⑮水痘	1,205件
	⑯B型肝炎	1,950件
	⑰ロタウイルス	1,617件
	⑱高齢者用肺炎球菌	508件
	⑲带状疱疹ワクチン	4,765件
	⑳インフルエンザ(高齢者)予防接種	17,777件
	㉑新型コロナウイルスワクチン	2,474件
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修(企業向き)	2回 52人受講
	②ゲートキーパー養成研修(一般)	7回 246人受講
	③精神保健相談事業	延べ1,600件
	④自殺対策事業	○心の健康専門部会開催 第2期自殺対策計画の進捗管理 ○実態把握 死亡小票調査 長浜市地域自殺実態プロファイルによる実態把握 ○啓発活動 相談窓口一覧やゲートキーパーに関するパンフレットを研修や街頭で配布、庁内窓口や市内公共施設等への設置。 産後うつ病予防のため、全数の新生児訪問時、パンフレットを配布。 市内中学2年生に対し「SOSの出し方・相談窓口」啓発ファイルを配布。 ○ゲートキーパー養成事業 一般、団体、職場、教職員等対象に実施。 ○自殺未遂者支援事業 医療機関から連絡を受け、自殺未遂者に対し支援を行う。

※感染症予防事業の②～㉑の予防接種者数は令和8年5月21日現在の令和7年度の接種人数

○高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第9期（令和6～令和8年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、「地域包括ケアシステム」を推進し、地域共生社会の実現をめざしていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
R8. 4. 1	110,671	33,448	30.22%
R7. 4. 1	111,807	33,341	29.82%
R6. 4. 1	113,297	33,384	29.47%
R5. 4. 1	114,524	33,273	29.05%

②年代別人口比率（令和8年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	110,671		54,107	56,564
40歳以上	70,681	63.87%	33,364	37,317
50歳以上	56,552	51.10%	26,099	30,453
60歳以上	40,344	36.45%	17,898	22,446
65歳以上	33,448	30.22%	14,530	18,918
70歳以上	26,739	24.16%	11,336	15,403
75歳以上	19,859	17.94%	7,998	11,861
80歳以上	12,036	10.88%	4,392	7,644
90歳以上	2,982	2.69%	809	2,173
100歳以上	128	0.12%	17	111
世帯数	48,090			

③地域別高齢者数・高齢化率（令和8年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	8,315	2,797	33.64%	びわ地域	6,062	2,261	37.30%
六荘地域	14,540	3,079	21.18%	虎姫地域	4,483	1,602	35.73%
南郷里地域	10,407	2,670	25.66%	湖北地域	7,563	2,542	33.61%
神照地域	19,771	4,470	22.61%	高月地域	9,078	2,941	32.40%
北郷里地域	3,624	1,244	34.33%	木之本地域	5,945	2,426	40.81%
西黒田地域	1,914	730	38.14%	余呉地域	2,499	1,187	47.50%
神田地域	1,054	422	40.04%	西浅井地域	3,309	1,373	41.49%
浅井地域	11,883	3,633	30.57%	その他	224	71	31.70%
				合計	110,671	33,448	30.22%

④最高齢者 男性105歳、女性107歳（令和8年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（令和8年4月1日現在） (人)

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	計
事業対象者	44		44
要支援1	876	6	882
要支援2	1,138	34	1,172
要介護1	1,392	23	1,415
要介護2	1,212	22	1,234
要介護3	1,023	17	1,040
要介護4	773	10	783
要介護5	514	23	537
合計	6,928	135	7,063

3. 敬老祝賀事業

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。満100歳の誕生日の際に5万円の祝賀金をお贈りします。

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
クラブ数	103団体	114団体	128団体	138団体	154団体
会員数	7,716人	8,632人	10,235人	11,302人	12,500人

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は2万円、29人以上の場合は3万円を上限として、年1回交付します。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
10～28人	30件	35件	27件	5件	2件
29人以上	31件	31件	33件	17件	7件

※令和7年度末をもって老人クラブ活動補助金に統合

6. シルバー人材センター運営補助

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

- ・契約額合計 805,260,583円（6年度：770,685,445円）
- ・契約件数 10,076件（6年度：10,349件）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
正規会員	1,643人	1,602人	1,595人	1,589人	1,601人
就業延人員	85,846人	92,867人	102,411人	109,511人	110,009人

7. 在宅衛生材料支給事業（介護保険法：保健福祉事業）

市民税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつかバーなどの支給券を交付します。

支給件数	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
人数	412人	473人	445人	399人	408人
のべ枚数	4,208枚	3,995枚	3,708枚	3,683枚	3,594枚

8. 在宅福祉理美容サービス事業

所得税非課税世帯に属し、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。世帯要件、利用者負担があります。

支給件数	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
人数	39人	39人	43人	47人	44人
のべ回数	61回	61回	70回	71回	72回

9. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体しょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した人の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
支給件数	5件	6件	5件	1件	8件

10. 見守り配食支援事業（介護保険法：地域支援事業）

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人に、高齢者等の安否の確認を目的として、1日1回、週5回を限度に昼食又は夕食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
月平均数	78人	100人	91人	104人	111人
のべ食数	15,979食	20,557食	19,345食	22,106食	24,280食

11. 雪下ろし費用補助事業

市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します（余呉地域は5回、上草野・杉野・高時・西浅井地域は4回）。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
支給件数	7件	2件	2件	0件	34件

12. 緊急通報システム事業（介護保険法：地域支援事業）

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される人の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。電話料金および、市民税課税世帯の場合は費用の一部が利用者の負担となります。

〔貸与中人数〕 36人（令和7年度末）

13. 認知症高齢者等家族支援サービス事業（介護保険法：地域支援事業）

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により行方不明になるおそれのある人に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与中人数〕 15人（令和7年度末）

14. 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる人に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔利用人数〕 4人 102日間（令和7年度）

15. 長浜市生活支援情報『ながはま お助け帳』

高齢者やしょうがいのある人など、日常の買い物や生活上のちょっとしたことにお困りの方々を対象に、買物支援などを実施する事業所や団体の情報を掲載したパンフレットを「ながはま お助け帳」として発行しています。

市ホームページに掲載しているほか、スマートフォンでも閲覧可能な設定を行っています。



16. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業 他）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な人に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
市長申立件数	9	11	6	6	5
申立費用助成件数	0	1	1	0	0
後見報酬費用助成件数	14	6	12	8	9

17. 「長浜市成年後見・権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置、運営しています。（平成26年4月開設）

〔委託先〕 （福）長浜市社会福祉協議会

〔設置場所〕 ・長浜センター（高田町12番34号 さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ内）
・木之本センター（木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内）

〔事業内容〕 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

18. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」（災害時要援護者支援（登録））

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活の手助けや避難の際の支援が必要な人で、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、市で個別避難計画を作成し、自治会長、民生委員、避難支援者、登録申請者に配布します。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別避難計画の情報については、自治会、民生委員、避難支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

19. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な人が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所者負担があります。

〔入所先施設数および入所者数〕 4か所、19人 （令和7年度末）

20. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター
		長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター
		長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター
		長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター
		湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター
		高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター
		木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷2434番地	余呉高齢者福祉センター
		余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
(長浜市民交流センター)	地福寺町 4 番 36 号	長浜高齢者福祉センター

○介護保険（第１号被保険者）

１．被保険者

被保険者数 33,452人 （令和８年４月１日現在）

２．介護保険料賦課基準額

令和８年度の基準額 年額78,840円
月額 6,570円

段階	対象者		基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第１段階	世帯・本人が 市民税非課税	生活保護受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82万6,500円以下の人	×0.255 20,090円
第２段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82万6,500円を超え120万円以下の人	×0.435 34,290円
第３段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円を超える人	×0.685 53,990円
第４段階	世帯が市民税 課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82万6,500円以下の人	×0.90 70,950円
第５段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が82万6,500円を超える人	基準額 78,840円
第６段階	本人が市民税 課税	合計所得金額が80万円未満の人	×1.15 90,660円
第７段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満 の人	×1.20 94,600円
第８段階		合計所得金額が120万円以上210万円未 満の人	×1.30 102,490円
第９段階		合計所得金額が210万円以上320万円未 満の人	×1.50 118,260円
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未 満の人	×1.70 134,020円
第11段階		合計所得金額が420万円以上720万円未 満の人	×1.90 149,790円
第12段階		合計所得金額が720万円以上1,000万円 未満の人	×2.10 165,560円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.3 181,330円

３．保険給付

区 分	給付割合および給付額
給 付 額	利用額の９割（８割または７割）給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の９割（８割または７割） 給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の９割（８割または ７割）給付

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

対 象 者	利用者負担の月上限額
年収約1,160万円以上の人	140,100円（世帯）
年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円（世帯）
年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円（世帯）
一般（年収約383万円以下で市民税世帯課税の人）	44,400円（世帯）
市民税世帯非課税の人	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の 合計が年間82万6,500円以下の人等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護を受給している人等	15,000円（個人）

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い人には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

- ・居住費の負担の上限額（日額）

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室（相部屋）	0円	430円	430円	430円
従来型 特養等	380円	480円	880円	880円
個室 老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円
ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円
ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円

- ・食費の負担の上限額（日額）

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
施設サービス	300円	390円	650円	1,360円
短期入所サービス	300円	600円	1,000円	1,300円

*負担の上限は、世帯の市民税課税状況、本人の収入状況、及び次の①～③を勘案して決定

- ①預貯金等を勘案（それぞれの段階及び配偶者の有無により上限金額が設定される）
- ②配偶者の所得を勘案（世帯を分けていても勘案される）
- ③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。

軽度（要介護1・2）の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことにについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症があり、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

（平成28年3月31日開始）

1. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスです。

訪問サービス3類型、通所サービス3類型、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	サービスの名称
訪問サービス	総合事業訪問介護
	生活支援型訪問サービス(基準を緩和したサービス)
	集中支援型訪問サービス(短期集中支援型サービス)
	「元気アップ訪問(運動機能向上)」 「元気アップ訪問(栄養改善)」 「元気アップ訪問(口腔機能向上)」
通所サービス	総合事業通所介護
	活動支援型通所サービス(基準を緩和したサービス)
	集中支援型通所サービス(短期集中支援型サービス)
	「元気アップ通所(運動機能向上)」
介護予防ケアマネジメント	

2. 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とした事業です。地域における住民主体の介護予防活動の育成と支援を行うとともにリハビリテーションに関する専門職を生かした取組等を支援します。

【普及啓発】一般市民対象 市・介護事業所による出前講座 実施

【地域介護予防活動支援事業】

転倒予防教室	運動機能向上を図り、自主活動に繋げたいと希望する高齢者	教室開催を通して、地域に介護予防に資する介護予防の通いの場を立ち上げる。	新規立ち上げグループ数	1
			活動グループ	118
きょうせ体操体験会	転倒予防自主グループ参加者に加え、一般高齢者	介護予防の啓発や相互交流を兼ねた研修会	実施会場	11
			参加人数	254
地域介護予防活動支援事業補助	屋内で高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体で、65歳以上の高齢者が5人以上会員となっている団体	高齢者の元気アップをめざし、屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動を行う団体に運営費、備品等の支援を実施。	補助団体数	実 41団体
高齢者活躍よりあいどころ事業	市内でよりあいどころ（高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点）を整備する法人又は団体	よりあいどころの整備費及び運営費の補助を実施。	よりあいどころ整備か所数	7か所

【地域リハビリテーション活動支援事業】

転倒予防自主グループ等活動支援	転倒予防自主グループ（体操を主として活動している自主グループ	地域で介護予防に資する住民主体の通いの場として活動が継続できるよう支援する。	体操指導	14グループ
				延168人
長浜市転倒予防自主グループ体操指導・体力測定委託業務	市内で活動する転倒予防自主グループ	転倒予防自主グループの活動効果の評価と、グループへの活動意義の意識づけをする。	グループ数	50グループ
			延べ人数	延 891人

○包括的支援事業（地域支援事業）

1. 地域包括支援センターの運営

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<組織体制>

名称	設置場所／連絡先	担当日常生活圏域	運営者
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション (朝日町19番3号) ☎65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田	(福) 青祥会
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション (神照町288番地1) ☎65-8267	神照、南郷里、 北郷里	(福) 長浜市社会福祉協議会
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター (宮部町3445番地) ☎73-2653	浅井、びわ、 虎姫	(福) 長浜市社会福祉協議会
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション (高月町西物部73番地1) ☎85-5702	湖北、高月	(福) 長浜市社会福祉協議会
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221番地) ☎82-3570	木之本、余呉、 西浅井	長浜市立 湖北病院

<令和7年度の業務実績>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された人、基本チェックリストによる事業対象者の人に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

1) 事業対象者・要支援1・2と認定された人への介護予防ケアマネジメント件数

(単位：延件数)

区 分	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
直 営	3, 105	1, 246	4, 351
委 託	5, 962	2, 469	8, 458
合 計	9, 067	3, 742	12, 809

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
南長浜	5,635件	5,499件	5,294件	4,307件	4,109件
神照郷里	10,340件	8,210件	7,676件	5,000件	4,315件
浅井びわ虎姫	6,902件	5,597件	4,873件	3,390件	3,065件
湖北高月	4,105件	5,199件	5,286件	2,818件	2,254件
木之本余呉西浅井	5,835件	5,003件	4,156件	2,537件	2,516件
計	32,835件	29,508件	27,285件	18,052件	16,259件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。 <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、研修会、自立支援会議等を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。 <権利擁護業務>

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 高齢者虐待対応実績

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
虐待通報件数	104件	100件	90件	62件	92件

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
成年後見制度相談 (認知症高齢者)	404件	386件	291件	343件
地域福祉権利擁護相談・ 援助 (認知症高齢者)	9,772件	9,906件	9,428件	7,135件

(長浜市成年後見・権利擁護センター実績より)

2. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療を支える医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

- 1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事業
 - ・長浜米原地域医療支援センターのホームページに相談窓口を紹介
 - ・多職種連携に関する専門職の相談対応
- 2) 医療介護関係者研修事業
 - ・多職種連携研修の開催、医療介護関係者向け情報誌「つながり」発行
- 3) 地域住民への普及啓発事業
 - ・地域医療福祉フォーラム
 - ・ACP（人生会議）やエンディングノートについての出前講座

3. 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築する事業を行います。

- 1) 認知症初期集中支援推進事業
専門職で構成されたチーム員が、認知症が疑われる人や症状の対応に困っている人の自宅を訪問して、症状や生活に支障がでている状況を確認し、受診などの医療の支援や認知症ケアの支援等を、集中的かつ包括的に行っています。
- 2) 一般啓発事業
市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まることを目的に認知症講座を開催しています。令和4年度から、5か所の地域包括支援センターが、圏域ごとの身近な場所で開催することにより、市民がより参加しやすく、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの理解を広めることをめざしています。
- 3) 認知症キャラバン・メイト養成事業
認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法を市民に伝える推進役である「認知症キャラバン・メイト」の養成講座を2～3年ごとに開催しています。
令和7年度開催 受講者 2,354名
- 4) 認知症サポーター養成事業
講師役となるキャラバン・メイトが、地域や職域において認知症の正しい理解と見守りをする「認知症サポーター」の養成をする認知症サポーター養成講座を行う住民啓発をしています。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
サポーター養成講座	64回	61回	81回	65回	38回
養成サポーター数	2,354人	2,245人	2,328人	1,761人	1,204人
サポーター数（延）	45,571人	43,217人	40,972人	38,644人	36,883人

5) 認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

行方がわからなくなり警察に届け出をされた認知症高齢者等の人の情報を、メール配信協力者に提供し、早期に発見につながる支援や見守りを行います。

従前のメール配信に加え、長浜市役所公式LINEからも配信が可能となったことにより、協力登録者が増加しました。

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
配信協力者数	9,206人	6,324人	6,014人	5,341人	4,566人
登録者数	774人	694人	599人	515人	421人

6) 認知症高齢者等おでかけあんしん保険

誰もが安心してお出かけできるまちづくりを目指して、市が保険に加入し、認知症のある人の「もしもの事故」に備える個人賠償責任保険です。対象となる方は、自己負担なしで加入できます。令和4年度から開始しています。

令和7年度末 加入者数 309人

7) 「認知症のある人にやさしいお店」認証事業

認知症のある人やそのご家族が、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して、「認知症のある人にやさしいお店」の登録を行っています。

長浜市内に事業所を有し、企業・団体向けの認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」）を受講した店員等が1名以上在籍しているお店を対象としています。

お店には、来店した認知症等高齢者のお困りに応じた見守りや声かけ、地域包括支援センターや市役所などの相談機関の案内、市等が行う認知症事業の啓発等をお願いしています。

令和7年度末 登録事業所数 18か所



4. 生活支援体制整備事業

高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置（活動推進）します。（平成28年4月活動開始）

〔生活支援コーディネーター業務委託先〕 (福) 長浜市社会福祉協議会

〔市域全域（第1層）協議体〕 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

○長浜市介護認定審査会

1. 概要

長浜市介護認定審査会は、介護保険法に基づき介護保険被保険者の要介護認定および要支援認定に係る審査・判定をする長浜市の附属機関です。

所在地 長浜市八幡東町 6 3 2 番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 82人（医療分野 30人、保健分野 34人、福祉分野 18人）

合議体数 16合議体

審査会開催数 181回（令和8年度予定）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H30年度	件数	22	454	904	1,059	1,161	746	671	545	5,562	0	1	184	72	256
	割合	0.4%	8.16%	16.25%	19.0%	20.87%	13.41%	12.06%	9.8%		0.0%	0.02%	3.31%	1.29%	4.60%
R元年度	件数	19	515	888	1,003	1,107	832	638	605	5,607	0	1	191	63	254
	割合	0.34%	9.18%	15.84%	17.89%	19.74%	14.84%	11.38%	10.79%		0.0%	0.02%	3.41%	1.12%	4.53%
R2年度	件数	13	412	628	811	795	592	537	446	4,234	0	0	149	30	179
	割合	0.31%	9.73%	14.83%	19.15%	18.78%	13.98%	12.68%	10.53%		0%	0%	3.52%	0.71%	4.23%
R3年度	件数	13	465	672	924	910	670	562	459	4,675	0	0	135	10	145
	割合	0.28%	9.95%	14.37%	19.76%	19.47%	14.33%	12.02%	9.82%		0%	0%	2.89%	0.21%	3.10%
R4年度	件数	10	563	750	872	865	642	616	535	4,853	0	0	121	16	137
	割合	0.20%	11.60%	15.50%	18.00%	17.80%	13.20%	12.70%	11.00%		0%	0%	2.49%	0.33%	2.82%
R5年度	件数	13	568	814	1,001	978	761	746	542	5,423	0	0	150	24	174
	割合	0.24%	10.48%	15.01%	18.46%	18.03%	14.03%	13.76%	9.99%		0%	0%	2.77%	0.44%	3.21%
R6年度	件数	10	566	822	963	916	734	665	477	5,153	0	0	120	17	137
	割合	0.19%	10.98%	15.95%	18.69%	17.78%	14.24%	12.91%	9.26%		0%	0%	2.33%	0.33%	2.66%
R7年度	件数	13	605	822	988	906	711	625	504	5,174	0	0	113	9	122
	割合	0.25%	11.69%	15.89%	19.10%	17.51%	13.74%	12.08%	9.74%		0%	0%	2.18%	0.17%	2.36%